

令和4年群馬東部水道企業団議会

## 2月全員協議会会議録

群馬東部水道企業団

令和4年群馬東部水道企業団議会2月全員協議会会議録

令和4年2月10日（木曜日）

1 出席議員 12名

|     |      |     |       |
|-----|------|-----|-------|
| 1番  | 齋藤光男 | 2番  | 久保田俊  |
| 3番  | 山田隆史 | 4番  | 野村晴三  |
| 5番  | 斉藤貢一 | 6番  | 古田島和茂 |
| 7番  | 松井篤  | 8番  | 今村好市  |
| 9番  | 堀口正敏 | 10番 | 柿沼英己  |
| 11番 | 田邊信雄 | 12番 | 松村潤   |

2 説明のために出席したもの 8名

|      |       |        |      |
|------|-------|--------|------|
| 局長   | 篠木達哉  | 次長     | 小郷隆士 |
| 次長   | 落合利充  | 次長     | 百瀬光宏 |
| 総務課長 | 奥川靖   | 企画課長   | 鈴木徹哉 |
| 工務課長 | 小井土健之 | みどり支所長 | 関口洋一 |

3 その他出席した者 3名

|    |      |    |      |
|----|------|----|------|
| 書記 | 高塚学  | 書記 | 川崎千穂 |
| 書記 | 大塚久美 |    |      |

## 令和4年2月全員協議会次第

日時 令和4年2月10日（木）午前9時30分  
場所 常任委員会室（太田市役所 低層棟4階）

### 1 開 会

### 2 挨拶

### 3 協議事項

令和4年群馬東部水道企業団議会2月定例会について

\*議事の進行について

\*提出議案について

- ・令和3年度群馬東部水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）について
- ・令和4年度群馬東部水道企業団水道事業会計予算（案）について
- ・群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- ・群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- ・群馬東部水道企業団個人情報保護条例の一部改正について
- ・群馬東部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- ・群馬東部水道企業団給水条例の一部改正について

### 4 報告事項

① 条例の一部改正に係る提出議案の変更について

② 例月出納検査の結果（10月～11月分）について

③ 1,000万円以上工事請負契約締結（11月～12月）の報告について

### 5 その他

### 6 閉 会

## 【 全員協議会 会議録 】

**局長（篠木達哉）** 皆さま、公務ご多忙の中、群馬東部水道企業団議会全員協議会へのご出席ありがとうございます。

本日の進行を務めさせていただきます、群馬東部水道企業団局長の篠木でございます。よろしく願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、斎藤議長よりご挨拶を頂戴したいと存じます。

**座長（斎藤光男）** 本日は、各構成団体の議会定例会前のご多忙のなか、当企業団議会の全員協議会並びに、協議会後に開催する2月定例会にご出席いただき、お礼を申し上げます。

本日の定例会では、令和4年度当初予算や、今年度の補正予算、条例の一部改正などの提案が予定されております。

皆様におかれましては、水道利用者の代表として、幅広い視点から忌憚のないご意見をお願い申し上げます。

併せて、引き続き、新型コロナウイルスの感染予防をお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

**局長（篠木達哉）** ありがとうございます。

本日は、あらかじめ配付させていただきました次第に基づき進めさせていただきますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。

なおこの後は、着座にて進行させていただきます。

それでは、これより斎藤議長により座長を務めていただき、進行をお願いいたします。

**座長（斎藤光男）** ご指名でございますので、座長を務めさせていただきます。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、次第の3、協議事項にはいります。お手元の全員協議会資料をご覧ください。

令和4年群馬東部水道企業団議会2月定例会についてを議題といたします。なお、定例会の提出案件のつきましては、討論等は行わず、皆様のご意見をお伺いする形になりますので、よろしくお願いいたします。

最初に、議事の進行について事務局より説明願います。

(篠木局長挙手)

**座長(斎藤光男)** 篠木局長。

**局長(篠木達哉)** それではご説明いたします。まず、日程の第一を会期の決定とし、会期について2月10日の一日とするものであります。

次に、日程第2を会議録署名議員の指名とし、議長において、9番堀口正敏議員及び10番柿沼英己議員の2名を指名させていただき予定でございます。

次に、日程第3を一般質問とし、1名の議員からの一般質問を行う予定でございます。

次に、日程第4以降で議案を上程いたします。今定例会では、7件の議案を上程する予定でございます。また、本会議の議事進行におきましては、太田市の青木議会事務局が同席させていただきますことを、あらかじめご了承願います。以上でございます。

**座長(斎藤光男)** 議事の進行につきましては、ただいまの説明のとおり進めていくことに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

**座長(斎藤光男)** ご異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。

次に、提出議案についてを議題といたします。まず、令和3年度群馬東部水道企業団水道事業会計補正予算について、事務局から説明願います。

(鈴木課長挙手)

**座長(斎藤光男)** 鈴木課長

**企画課長(鈴木徹哉)** それでは、資料番号2、令和3年度群馬東部水道企業団水道事業会計補正予算第2号につきまして、ご説明をさせていただきます。

補正予算の概要でございますが、年度末にあたり予算の執行について精査を行うとともに、事業収支及び建設改良事業費の変更により予算額の見直しを行

うものであります。

1の収益的収入につきましては、978万7千円増額の107億695万5千円となります。これは、営業外収益の利息や長期前受金戻入が増額となり、消費税及び消費税還付金が減額となったため、予定額へと補正をするものでございます。

2の収益的支出につきましては、1億1千144万6千円減額の90億7千760万3千円となります。営業費用において、水道事業包括業務委託料や配水給水管修繕費等の見直しにより、1億4千847万8千円の減額、営業外費用の雑支出が202万9千円、特別損失では、不納欠損処理や土地の除却により3千500万3千円増額となるため、予定額へと補正するものでございます。

次のページの、3の資本的収入につきましては、717万1千円増額の39億1千666万7千円となります。工事負担金において687万5千円減額となり、みどり支所建設に伴う太陽光発電の補助金が1千404万6千円交付され増額となるため、予定額へと補正するものでございます。

4の資本的支出につきましては、1億7千6万2千円減額の100億6千783万8千円となります。建設改良費の工事内容の精査や他工事関連事業の延期などにより減額となるため、予定額へと補正するものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額61億5千117万1千円につきまして、内部留保資金や積立金等で補填をいたします。以上が、令和3年度補正予算第2号の説明となります。よろしくお願い申し上げます。

**座長（斎藤光男）** ただいまの説明に対し、ご意見ありませんか。

（「なし」との声あり）

**座長（斎藤光男）** 別にご意見もないようですので、説明のとおりご了承願います。

**座長（斎藤光男）** 次に、令和4年度群馬東部水道企業団水道事業会計予算について、事務局から説明願います。

（鈴木課長挙手）

**座長（斎藤光男）** 鈴木課長。

**企画課長（鈴木徹哉）** それでは、資料番号3、令和4年度群馬東部水道企業団水道事業会計予算案につきまして、ご説明をさせていただきます。

始めに、1の群馬東部水道企業団の事業方針になります。令和4年度は、基本構想の理念である持続可能な水道による安定した水の供給を実現するために策定した、群馬東部水道企業団水道ビジョンに基づき、人口減少、水需要の減少、施設の老朽化、災害対策等の課題解決に向け取り組みを開始します。

また、給水収益及び加入金は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための活動自粛等の影響により減少傾向ではありますが、事業の取組みの成果を評価・検証し、長期的な視点に立ち、修繕・更新の考え方を明確にし、その実施に当たり、比較検討を行い、計画的な事業実施と最大限のコスト削減に努めます。

なお、水道料金の統一については、群馬東部水道企業団の現状や課題、料金統一の必要性などを丁寧に説明し、利用者への周知を十分に行います。

次に、2の令和4年度予算概要になります。概要といたしましては、令和4年度は、収益的収支及び資本的収支につきましては、前年度より増額で見込んでおります。(1)の水道事業収益につきましては、前年度より5千510万2千円多い、107億5千143万9千円を見込んでおります。給水収益と加入金では、新型コロナウイルス感染症の影響などにより減収を見込んでおりますが、その他の収入での長期前受金戻入が前年度より増加しているため、増額を見込んでおります。(2)の水道事業費用につきましては、93億8千230万8千円を見込んでおります。減価償却費や固定資産除却費の増加により前年度より1億9千439万7千円の増額を見込んでおります。(3)の令和4年度の純利益につきましては、7億9千26万9千円を見込んでおります。(4)の資本的収入につきましては、前年度より6億4千62万5千円多い、45億5千12万1千円を見込んでおります。国庫補助金で17億7千282万9千円、企業債で24億円、工事負担金として3億6千653万円を計上いたします。(5)の資本的支出では、前年度より6億3千775万9千円多い、108億7千934万5千円を見込んでおります。交付金事業や他工事関連事業で86億9千418万5千円、企業債の償還金では20億7千516万円を計上いたします。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額63億2千922万4千円は、内部留保資金や積立金等で補填いたします。

次に、3の主要事業になります。収益的支出では、事業運営包括業務委託で34億6千789万5千円のほか、館林第二浄水場浄水処理方式検討業務委託及び水道施設強靱化策定業務などを計上いたします。

次のページの資本的支出では、原水浄水施設費の広域化に伴う施設再構築に係る施設整備業務など14案件で18億2千574万4千円を計上し、配水施設費では、管路布設替工事など112案件で48億1千436万9千円、また、営業設備費に6千931万1千円、拡張費では、浄水場間の管路整備や区画整理事業に伴う管路工事など26案件で10億2千724万2千円を計上いたします。以上が、令和4年度事業会計予算案につきましての説明となります。よろしくお願ひ申し上げます。

**座長（斎藤光男）** ただいまの説明に対し、ご意見ありませんか。

（「なし」との声あり）

**座長（斎藤光男）** 別にご意見もないようですので、説明のとおりご了承願ひます。

次に、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について及び群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についての2件について、事務局から一括して説明願ひます。

（奥川課長挙手）

**座長（斎藤光男）** 奥川課長。

**総務課長（奥川靖）** それでは、最初に資料番号4、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、ご説明いたします。

当企業団では常勤職員の退職手当の支給事務や、議会議員などの公務災害の補償事務の共同処理を、群馬県市町村総合事務組合に依頼しておりますが、本年3月31日で桐生地域医療組合が退職手当支給事務の共同処理を終了し、本年4月1日から邑楽館林医療事務組合が邑楽館林医療企業団に名称変更するため、市町村総合事務組合では規約変更が必要になります。

地方自治法では、規約変更する場合は、関係する地方公共団体全ての議会の

議決を必要としていることから、本案をご提案させていただくものでございます。

次に資料番号5、群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてをご覧くださいるようお願いいたします。

当企業団では県内の自治体と群馬県市町村公平委員会を共同設置していますが、本年4月1日から館林市が新たに加わるとともに、邑楽館林医療事務組合が邑楽館林医療企業団に名称変更することから、規約変更が必要になります。

よって、本案も先程ご説明した案件同様に、関係する地方公共団体全ての議会の議決を必要とすることから、ご提案するものでございます。

以上、2件についてご説明させていただきましたが、いずれもこの後開催される定例会に議案として上程いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

**座長（齋藤光男）** ただいまの説明に対し、ご意見ありませんか。

（「なし」との声あり）

**座長（齋藤光男）** 別にご意見もないようですので、説明のとおりご了承願います。

**座長（齋藤光男）** 次に、群馬東部水道企業団個人情報保護条例の一部改正について及び群馬東部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての2件について、事務局から一括して説明願います。

（奥川課長挙手）

**座長（齋藤光男）** 奥川課長。

**総務課長（奥川靖）** それでは、資料番号6をご覧くださいるようお願いいたします。群馬東部水道企業団個人情報保護条例の一部改正について、ご説明いたします。

概要の1の改正内容でございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により、複数の個人情報に関する法律が新たな個人情報保護法に統合されるとともに、個人情報の定義などは国や民間、地方で統一され、地方公共団体の個人情報保護制度は、全国的な共通ルールが設定

されることになりました。これに伴い個人情報に関する法律の一つである、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律は、本年4月1日に廃止され、新たな個人情報保護法に統合されることから、本案は廃止される法律名を引用している当企業団の条例の所用の改正を行うものでございます。

2の改正箇所でございますが、次のページの新旧対照表をご覧ください。第4号のウの独立行政法人等の括弧内で、右側の現行の欄となりますが、廃止される法律を引用していることから、改正後案となりますが、新たに個人情報の保護に関する法律第2条第9項を引用するものでございます。

続きまして次のページとなりますが、資料番号7、群馬東部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、官民間問わず、出産や育児などによる労働者の離職を防ぎ、育児などと仕事を両立できるようにするため法律が改正されることから、当企業団においても国家公務員の取扱いに準じ、関係条例の所用の改正や字句の整理を行うものでございます。

概要の1の改正内容をご覧くださいと思いますが、(1)ではこれまで会計年度任用職員などの非常勤職員は、在職期間が継続して1年以上ないと育児休業や部分休業を取得できませんでしたが、継続的な勤務が見込まれる職員は採用当初から休業を取得できるようにいたします。

また、(2)となりますが、育児休業を取得しやすい勤務環境を整えるための措置を講じます。①の妊娠や出産などを申し出た職員に対する個別の周知や意向確認は、育児休業の制度を妊娠した職員などに個別に周知し、休業を取得する意向を確認するとともに、休業を申し出たことで職員が不利益な取扱いを受けることがないよう規定を整備いたします。②の勤務環境の整備については、職員に育児休業に関する研修の実施や相談体制を整備し、③については育児休業の取得状況を公表する規定を講じます。

次ページ以降は、条例の新旧対照表となりますが、こちらについては恐縮ですがご参考いただけたらと思います。

なお、当企業団の育児休業の取得状況ですが、現在、女性職員が1名取得中で、昨年度は男性職員が1名、今年度も男性職員が2名取得しており、取得率はいずれの年度も100パーセントになっております。

以上、ご説明申し上げた2件の施行日は、本年4月1日を予定しており、この後開催される定例会に議案として上程いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

**座長（斎藤光男）** ただいまの説明に対し、ご意見ございませんか。

(野村副議長挙手)

**座長（斎藤光男）** 野村副議長

**副議長（野村晴三）** 確認ですが、資料番号7の改正内容の（1）で、これにより継続的な勤務が見込まれる非常勤職員とありますが、見込まれるという根拠はどのようなところにあるのか、教えていただきたいと思います。

(奥川課長挙手)

**座長（斎藤光男）** 奥川課長

**総務課長（奥川靖）** 一般的に非常勤職員といいますと、短期間の職員もいるとかと思いますが、特に根拠というのは申し上げる部分は難しいのかもしれませんが、継続して1年以上任用が見込まれる場合については、事業所で判断していくような形になりますのでよろしく願いいたします。

(野村副議長挙手)

**座長（斎藤光男）** 野村副議長

**副議長（野村晴三）** 判断の基準というのが非常に不明確なものもあるので、それについては慎重に取り扱っていただければと思います。よろしく願いいたします。

**座長（斎藤光男）** 他にございますか。

(「なし」との声あり)

**座長（斎藤光男）** 他にご意見もないようですので、説明のとおりご了承願います。

**座長（斎藤光男）** 次に、群馬東部水道企業団給水条例の一部改正について、事務局から説明願います。

(鈴木課長挙手)

**座長（斎藤光男）** 鈴木課長。

**企画課長（鈴木徹哉）** それでは、資料番号8、群馬東部水道企業団給水条例の一部改正についてご説明をさせていただきます。

本案件は、現在3市5町の料金表に基づいて水道料金の算定を行っておりますが、水道料金審議会からの答申内容を基に水道料金の統一を図るため、群馬東部水道企業団給水条例の一部改正を行なうものでございます。

内容としましては、水道料金の統一にともない条文の改正や追加をし、施行期日、経過措置及び激変緩和措置について定めるとともに、併せて文言の整備も行うものでございます。

概要であります。主な改正内容といたしましては、第1に、条文を整備するとともに、現在別表としている3市5町8通りの料金表を統一し、第24条第1項に新料金表を加えます。第2に、第33条に第2項として、水道使用者が口座振替により、水道料金を納入するときは、口座振替1回あたり、税抜き100円を減額することを加えます。次に、附則として、施行期日は、令和5年4月1日施行といたします。次に、経過措置といたしまして、新料金表による水道料金の算定は、令和5年6月以後の検針分から適用し、令和5年4月及び5月に検針した水道料金につきましては、従前の料金表により算定いたします。また、口座振替1回あたり100円減額の規定は、令和5年6月以後に検針して算定した水道料金から適用いたします。

次に、激変緩和措置といたしまして、令和5年6月から令和8年5月までに検針して新料金表により算定した一般用の水道料金が従前の水道料金より上回る場合、表の左側の使用水量の検針期間に応じて、同表の右側の減額率を新料金と従前の料金との差額に乗じて得た額を控除いたします。この規定は、水道使用者の料金負担に配慮するため、令和8年5月検針分まで段階的に新料金へ移行するもので、実質的な料金統一は、令和8年6月検針分から開始するものでございます。参考として、新旧対照表が、次のページにありますので参照してください。以上が、群馬東部水道企業団給水条例の一部改正についての説明となります。よろしくお願ひ申し上げます。

**座長（斎藤光男）** ただいまの説明に対し、ご意見ございませんか。

（田邊議員挙手）

**座長（斎藤光男）** 田邊議員

**議員（田邊信雄）** 大泉町議会では、水道料金の統一について、全員協議会を3回程行いまして、検討協議を進めてきたところでございます。企業団からも職員に参加していただき、疑問や質問について、答えていただいたこともありまして、議員の理解も深まりました。ただ、大泉町については、ご承知のとおり、水道料金の上げ幅があまりにも大きく、積極的な賛成は得られませんでした。そこで、今後水道料金の統一について、大泉町にあっては大幅な値上げについてをどのように周知し、利用者の理解を得ていく予定なのかをお聞きいたします。

（鈴木課長挙手）

**座長（斎藤光男）** 鈴木課長

**企画課長（鈴木徹哉）** お手元に追加で、住民周知スケジュール案を配布させていただきました。令和4年4月からこの案に沿って料金統一について住民の皆さんに周知をしていきたいと考えております。個別配布で水道だよりなどでも周知を行っていきたいと考えております。構成団体より要望があれば、説明に行くことも考えておりますのでよろしく願いいたします。

（田邊議員挙手）

**座長（斎藤光男）** 田邊議員

**議員（田邊信雄）** 大泉町からは企業団に対して説明をお願いしたいという依頼があるものと思いますので、その時には対応して町民から理解が得られるようご協力をお願いいたします。

（鈴木課長挙手）

**座長（斎藤光男）** 鈴木課長

**企画課長（鈴木徹哉）** 連絡があった時には、大泉町さんと調整しながら進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

**座長（斎藤光男）** 他にございますか。

（「なし」との声あり）

**座長（斎藤光男）** 他にご意見もないようですので、説明のとおりご了承願います。

以上、議案7件につきまして、本会議に提案されることとなりますので、よろしくお願いいたします。また、採決の方法についてですが、挙手による方法でお願いいたします。

以上で協議事項を終了いたします。

**座長（斎藤光男）** 次に、次第の4、報告事項に入ります。事務局から順次説明を求めます。①の条例の一部改正に係る提出議案の変更について、説明願います。

（奥川課長挙手）

**座長（斎藤光男）** 奥川課長。

**総務課長（奥川靖）** それでは、資料番号9をご覧ください。よろしくお願いいたします。条例の一部改正に係る提出議案の変更について、ご説明いたします。概要でございますが、条例などの例規改正においては、改め文方式を採用している自治体が主流となっており、当企業団でも改め文方式を採用してきましたが、来年度から新旧対照方式に変更したいと考えております。

資料の1の変更案となりますが、企業団で条例改正を行う際は、議案書に改め文を掲載し、参考資料として新旧対照表を作成しておりますが、新旧対照表方式を採用すると改め文は作成せず、議案は新旧対照表を基本に作成することになります。

2のメリットとデメリットの比較となりますが、新旧対照表方式のメリットとして、改正箇所がわかりやすい、議会や住民に説明しやすい、改め文を作成

しないことから職員の確認時間が短縮できたり、改め文に関する知識の習得時間が削減できたりすることができます。その一方でデメリットとして、改正箇所が多いと文書量が多くなる、図表の改正が見つらなくなる、国の法令改正などが読めなくなるなどが挙げられます。

また、改め文方式のメリットとしては、他市の改正などを参考にしやすい、改め文の知識と技術を習得すると負担が少ない、同じ字句の改正はまとめて行える、図表や様式の改正がしやすいなどが挙げられますが、デメリットとしては、条例などの全体像がわかりにくい、改正方法の知識と技術が必要、改め文についての知識と技術の習得に時間を要し、知識と技術の知識のある職員に業務が集中する、参考資料として新旧対照表を作成することから書類を複数作成しなければならず、二度手間になるなどが挙げられます。

以上のメリットとデメリットを比較した結果、来年度から条例改正を行う際は、新旧対照表方式の議案様式を導入したいと考えております。

また、3番に新旧対照表方式の導入団体を掲載させていただきました。国においては平成28年度から導入済となっておりますが、官報で確認する限り新旧対照表方式は省令や政令などで使用され、現状では全て新旧対照表方式にはなっていないと考えております。また、地方自治体では掲載した府県や市で導入済でございます。

なお、具体的な改め文方式と新旧対照表方式の例は、以前条例改正を行ったものを参考に次ページ以降に添付させていただいておりますので、ご参考くださるようお願いいたします。以上でございますが、よろしくお願い申し上げます。

**座長（齋藤光男）** ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

**座長（齋藤光男）** 別にご質疑もないようですので、報告のとおりご了承願います。

次に②の例月出納検査の結果についての説明を願います。

（奥川課長挙手）

**座長（齋藤光男）** 奥川課長。

**総務課長（奥川靖）** それでは、資料番号10をご覧くださいるようお願いいたします。例月出納検査の結果、10月、11月分についてご説明いたします。

本日の会議までに実施された例月出納検査のうち、監査委員から議会宛に報告された検査結果を、議員の皆様にご報告するものでございます。検査日時は資料記載のとおりでございますが、10月、11月分とも現金の出納状況は、残高証明書及び諸帳簿と一致しており、正確であることを確認しております。次頁以降は、議長宛に提出された検査結果の報告書でございます。以上、ご報告させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

**座長（斎藤光男）** ただいまの説明に対し、ご質疑等ございますか。

（「なし」との声あり）

**座長（斎藤光男）** 別にご質疑もないようですので、報告のとおりご了承願います。

**座長（斎藤光男）** 次に③の1千万円以上工事請負契約締結の報告について説明願います。なお、説明は、太田本所分・館林支所分・みどり支所分と順にそれぞれ行い、質疑は一括して行います。

（小井土課長挙手）

**座長（斎藤光男）** 小井土課長。

**課長（小井土健之）** 太田本所において11月から12月に締結された、1千万円以上の工事請負契約について報告いたします。資料番号11-1の履行場所は太田市となります。内容は、配水管布設替工事、請負者は石橋建設工業株式会社、施工延長は89.6メートル、落札率は98.0パーセントとなります。以上となります。

（落合次長挙手）

**座長（斎藤光男）** 落合次長。

**次長（落合利充）** 館林支所において11月から12月に締結された、1千万円以上の工事請負契約について報告いたします。まず、資料番号11-2の履行場所は、板倉町になります。内容は、舗装本復旧工事、請負者は有限会社岩崎設備、施工延長は、349.4メートル、落札率は94.89パーセントになります。次に、資料番号11-3の履行場所は、大泉町になります。内容は、舗装本復旧工事、請負者は本田建設株式会社、施工延長の合計は、822.3メートル、落札率は98.04パーセントになります。以上となります。

(関口支所長挙手)

**座長（斎藤光男）** 関口支所長

**課長（関口洋一）** みどり支所において11月から12月に締結された、1千万円以上の工事請負契約を報告いたします。資料番号11-4から11-6の3件は履行場所がみどり市になります。内容は、舗装本復旧工事2件、群馬東部水道企業団みどり支所新築工事1件です。請負業者は貴船工業株式会社 他2社です。舗装本復旧工事の施工面積は4千440.1平米、みどり支所新築工事については、庁舎521.37平米、給水車車庫、備蓄倉庫215.56平米です。平均落札率は90.87パーセントです。以上報告となります。

**座長（斎藤光男）** ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。

(今村議員挙手)

**座長（斎藤光男）** 今村議員

**議員（今村好一）** 資料番号11-2ですが、入札参加者の中で長谷川設備が失格とありますが、失格の理由を教えてください。

(奥川課長挙手)

**座長（斎藤光男）** 奥川課長

**総務課長（奥川靖）** こちらについては、内容の不備があったと思われます。

（今村議員挙手）

**座長（斎藤光男）** 今村議員

**議員（今村好一）** 問題なければどんな内容の不備だったのか、教えてください。

（奥川課長挙手）

**座長（斎藤光男）** 奥川課長

**総務課長（奥川靖）** 今手元に資料がございませんので、申し訳ございませんが、後程ご連絡させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

**座長（斎藤光男）** 他にございますか。

（「なし」との声あり）

**座長（斎藤光男）** 他に、ご質疑もないようですので、報告のとおりご了承願います。

**座長（斎藤光男）** 以上で、予定しておりました案件は終了いたしました。議員の皆様から何かございますか。

（「なし」との声あり）

**座長（斎藤光男）** 別にないようですので、事務局より連絡事項はございますか。

**座長（齋藤光男）** 別にないようですので、以上をもちまして本日の議事すべてを終了いたします。

これをもちまして、座長の職を降りさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

**局長（篠木達哉）** 齋藤議長、ありがとうございました。

これをもちまして、全員協議会を終了させていただきます。

このあと、10時30分から、この会場におきまして、2月定例会となりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。